



島根県報

平成16年 3月12日 (金)
第 1,554 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例施行規則 (人 事 課) 2

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (建 築 住 宅 課) 2

告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定 (健康福祉総務課) 2

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 (") 3

土地改良区の役員の退任 (農 村 整 備 課) 3

県営土地改良事業計画の変更 (") 3

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 4

保安林の指定施業要件の変更 (") 4

土地収用法の規定に基づく事業の認定 (用 地 対 策 課) 4

道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 6

道路の供用開始 (") 6

都市計画事業変更の認可 (都 市 計 画 課) 7

公 告

土地立入りの許可 (用 地 対 策 課) 8

正 誤

平成15年 3月14日付け島根県報第1,452号中 (森 林 整 備 課) 9

平成16年 2月27日付け島根県報第1,550号中 (警 察 本 部) 9

公布された条例等のあらまし

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例施行規則 (規則第 4 号)

1 規則の概要

(1) 経営評価の実施 (第 2 条関係)

経営評価の評価事項を定めるとともに、評価対象法人は、経営評価報告書を知事が別に定める様式により、毎会計年度終了後 3 月以内に提出しなければならないこととした。

(2) 知事等による評価の基準 (第 3 条関係)

基準は知事が別に定め、評価対象法人に通知することとした。

(3) 評価調書等の提出 (第 4 条関係)

評価調書及び経営評価報告書の提出及び公表は、毎会計年度終了後 6 月以内に行うこととした。

2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (規則第 5 号)

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成16年 4 月 1 日とすることとした。

規 則

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例施行規則をここに公布する。

平成16年3月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第4号

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例（平成14年島根県条例第77号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営評価の実施)

第2条 条例第4条第1項の規定により行う経営評価の評価事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 組織の体制
- (2) 事業の実績
- (3) 財務の状況

2 条例第4条第2項の規定による経営評価報告書の提出は、知事が別に定める様式により、毎会計年度終了後3月以内に行うものとする。

(知事等による評価の基準)

第3条 条例第5条第1項の基準は、知事が別に定め、条例第2条第2項に規定する評価対象法人に通知するものとする。

(評価調書等の提出)

第4条 条例第6条の規定による評価調書及び経営評価報告書の提出及び公表は、毎会計年度終了後6月以内に行うものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年3月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第5号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（平成15年島根県条例第77号）の施行期日は、平成16年4月1日とする。

告 示

島根県告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年3月12日

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所 ・居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
株式会社 原商	八束郡宍道町大字白石 81番地10	福祉用具貸与	株式会社 原商	八束郡宍道町大字白石 81番地10	平成16年 1 月 1 日

島根県告示第250号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年 3 月12日

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所			変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地		
				変 更 前	変 更 後	
有限会社 幸久の家	大田市久利町久利691番地	居宅介護支援事業	幸久の家 居宅介護支援事業所	大田市大田町吉永1585 3	大田市久利町久利691番地	平成16年 3 月 1 日
有限会社 幸久の家	大田市久利町久利691番地	通所介護	幸久の家 デイサービスセンター	大田市大田町吉永1585 3	大田市久利町久利691番地	平成16年 3 月 1 日

島根県告示第251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 3 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

益田市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

大畑 守正 益田市中吉田町454番地

島根県告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、注連川地区を受益地域とする区画整理事業（県営ほ場整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に興議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成16年 3 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

注連川地区区画整理事業（県営ほ場整備事業）変更計画書の写し

- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
六日市町役場

島根県告示第253号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成16年3月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
簸川郡多伎町大字奥田儀921、1420
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第254号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
平成16年3月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。
平成13年10月23日島根県告示第762号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第255号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成16年3月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 起業者の名称

大社町

2 事業の種類

国立公園地内緑の再生事業（多目的広場整備）

3 起業地

イ 収用の部分

島根県簸川郡大社町大字日御碕字折谷地内

ロ 使用の部分

島根県簸川郡大社町大字日御碕字折谷地内

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について

国立公園地内緑の再生事業（多目的広場整備）（以下「本件事業」という。）は、法第 3 条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場」に関する事業に該当するため、法第20条第 1 号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について

本件事業の起業者である大社町は、国庫補助金、地方債、一般財源により財源措置を講じていることとしているので、法第20条第 2 号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第 3 号の要件への適合性について

本件事業は、多目的に利用できる土のグラウンドを整備するものであり、学校教育における活用や地区住民の交流活動の場としての利用が見込まれることから、本件事業を施行することにより得られる利益は相当程度存するものと考えられる。

一方、本件事業を施行するにあたり、自然公園法に基づく所定の手続がとられていること、動植物調査の結果から環境に与える影響は軽微であると考えられること、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していること等に鑑みれば、本件事業の施行により失われる利益については、軽微なものであると考えられる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。よって、本件事業は法第20条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第 4 号の要件への適合性について

本件事業の起業地が位置する簸川郡大社町日御碕地区は、学校施設（小学校・幼稚園）のグラウンドが狭いうえ緑地公園的なものがない現状にある。このため、学校教育における運動活動に支障が生じているだけでなく地区住民同士の交流活動も停滞しており、地区住民から公園・子供の遊び場・運動場等の整備について非常に強い要望があることから、本件事業は、早急に施行されるべき事業と認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

さらに、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にあり、それ以外の範囲は使用としていことから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

よって、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

大社町役場

島根県告示第256号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年3月12日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
一般国道	261号	邑智郡桜江町大字坂本3842番地先から同町大字大貫545番2地先まで	前	メートル 7.00～ 10.00	メートル 466.50	川本土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	10.00～ 48.00	466.50		
"	488号	益田市横田町463番3地先から同市隅村町1104番11地先まで	前	4.20～ 59.00	1,500.00	益田土木建築事務所	"
			後	10.50～ 80.00	1,440.00		
県 道	川本波多線	邑智郡邑智町大字高畑336番4地先から同大字336番1地先まで	前	12.00	100.00	川本土木建築事務所	"
			後	9.50～ 10.00	100.00		
"	益田澄川線	益田市下波田町757番1地先から同町346番3地先まで	前	3.00～ 18.80	316.00	益田土木建築事務所	"
			後	8.90～ 79.40	308.00		
		益田市下波田町292番4地先から同町259番1地先まで	前	4.00～ 11.20	326.00		"
			後	9.80～ 60.00	318.00		
"	須川谷日原線	鹿足郡日原町大字日原字村松170番3地先から同字170番3地先まで	前	6.00～ 26.50	34.20	津和野土木事務所	"
			後	6.00～ 30.80	34.20		
		鹿足郡日原町大字日原字村松170番9地先から同字170番2地先まで	前	4.20～ 5.60	36.20		"
			後	4.20～ 9.20	36.20		

島根県告示第257号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 3 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
一般国道	261号	邑智郡桜江町大字坂本3842番地先から同大字大貫545番2地先まで	メートル 466.50	平成16年 3月19日	川本土木建築事務所	
"	375号	邑智郡大和村大字長藤341番3地先から同大字959番1地先まで	549.00	平成16年 3月24日	"	
"	488号	益田市横田町463番3地先から同市隅村町1104番11地先まで	1,440.00	平成16年 3月25日	益田土木建築事務所	
県道	掛合上河井線	飯石郡吉田村大字吉田4178番1地先から同大字2257番1地先まで	314.00	平成16年 3月30日	木次土木建築事務所	
"	松江木次線	大原郡大東町大字薦沢555番1地先から同町大字須賀325番4地先まで	1,525.00	"	"	
"	安来木次線	大原郡木次町大字寺領305番3地先から同大字322番5先まで	700.00	"	"	
"	宮内掛合線	飯石郡掛合町大字穴見145番1地先から同大字149番2地先まで	98.00	"	"	
"	"	飯石郡掛合町大字穴見192番2地先から同大字187番2地先まで	40.00	"	"	
"	上久野大東線	大原郡大東町大字清田82番2地先から同大字70番2地先まで	92.50	"	"	
"	吉田三刀屋線	飯石郡三刀屋町大字多久和2221番5地先から同町大字粟谷893番1地先まで	100.00	"	"	
"	川本波多線	邑智郡邑智町大字高畑336番1地先から同大字333番14地先まで	200.00	平成16年 3月23日	川本土木建築事務所	
"	益田澄川線	益田市下波田町757番1地先から同町346番3地先まで	308.00	平成16年 3月12日	益田土木建築事務所	
"	"	益田市下波田町292番4地先から同町259番1地先まで	318.00	"	"	
"	美濃地石見横田停車場線	益田市美濃地町イ313番5地先から同町イ366番4地先まで	454.00	平成16年 3月23日	"	
"	須川谷日原線	鹿足郡日原町大字日原字村松170番3地先から同地番先まで	34.20	平成16年 3月30日	津和野土木事務所	
"	"	鹿足郡日原町大字日原字村松170番9地先から同字170番2地先まで	36.20	"	"	

島根県告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同

条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年3月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
仁多町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
仁多都市計画公園事業
5・5・1号 三成公園
- 3 事業施行期間
昭和58年12月6日から
平成17年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条の規定により、土地立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成16年3月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 起業者の名称
中国電力株式会社
- 2 事業の種類
特別高圧送電線 島根原子力線新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
松江市東持田町字鏡谷、字袈掘、字青梨子、字後平、字懸橋、字権現、字藪蔵、字樸ヶ谷、字原朴ヶ谷、字井手川、字大谷、字杉谷、字常熊、字無傳下、字納蔵、字納蔵上、字御崎谷、字向山、字横手下、字笠谷、字吉廻、字才部田、字小谷、字焼柱、字青梨子向、字青梨子上、字大峯、字瀧ヶ谷、字棚後谷、字砥石、字赤松ヶ谷、字納蔵西及び字戸岸、坂本町字沢、字沢奥、字立丁、字角田、字原代、字榎ヶ坪、字大原代、字大原代下、字大道上、字京田、字原ノ前、字恵作田、字實無シ、字沢下及び字沢尻、下東川津町字禿ノ前、字櫻田、字善徳、字杓田、字西谷、字小松谷、字奥小松谷、字寺山、字沓輪谷、字車尻、字山ノ神谷、字奥ノ谷及び字後山、川原町字尾才尻、字堤下、字轡谷、字葛葉谷、字後谷、字床、字元宮、字尾茂祖谷、字土井屋敷、字堤ヶ谷、字亀ヶ谷、字家奥、字現白、字宮ノ前、字宮ノ上、字奥原、字水谷、字小屋谷、字桐木谷、字本林及び字小澁、上本庄町字荒船、新庄町字川原内南平、字川原内、字川原内左ノ谷、字セキ谷、字大内原北平、字島谷、字大内原、字大内原南平、字カナクソ谷及び字竹ノ谷、上宇部尾町字倉見谷、字奥古谷、字嵩平、字瀧ノ下、字雀ヶ谷、字大澁谷、字嵩、字大谷、字境谷、字オノタワ及び字佛谷、大海崎町字中滑山及び字小滑山、大井町字大谷及び字明曾並びに朝酌町字東平地内
- 4 立ち入ろうとする期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

正

誤

平成15年 3 月14日付け島根県報第1,452号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
五	上段	終わりにから十	
三		浜田市上府町イ二一九六の	
る。		三(次の図に示す部分に限	
三		浜田市上府町イ二一九六の	

平成16年 2 月27日付け島根県報第1,550号に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
17	下から 5	警察部会計課長	警務部会計課長

